

■ 取り扱う産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例	栃木県	埼玉県	茨城県/福島県 群馬県/宮城県
あらゆる 事業活動に 伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす	○		
	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出される泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、ピルピット汚泥(し尿を含むものを除く。)、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など	○	○	
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤タールピッチなど	○	○	
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)、などの固形状・液状の全ての合成高分子系化合物	○	○	○
	ゴムくず	天然ゴムくず	○	○	○
	金属くず	鉄鋼、非金属の研磨くず、切削くずなど	○	○	○
	ガラスくず 及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、耐火レンガくず、石膏ボードなど(石線含む)	○	○	○
	鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど(石線含む)	○		
	コンクリートの 破片等	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片その他これらに類する不要物	○	○	○
特定の事業 活動に 伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず	○	○	○
	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、木材又は木製品の製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入材木卸売業から生じる木材片、おがくず、バーク類など	○	○	○
	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	○	○	○
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど	○		